平成２４年（フ）第１５２６号
大阪市大正区小林西１丁目18番８号　有限会社ユナカ商店内
破産者　大正中央企業団地協同組合
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５７号
大阪市北区天満１―19―４　センチュリーパーク東天満ビル８階、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区玉造元町２番22―1004号
破産者　有限会社ＺＩＣＲＡ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５８号
大阪市北区天満１―19―４　センチュリーパーク東天満ビル８階、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区玉造元町２番22―1004号
破産者　株式会社オスカーアンドオット
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６２号
大阪市北区天満２丁目１番８号
破産者　株式会社プラスアルファ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目５番19号
破産者　株式会社いり江
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９２号
兵庫県川西市山下町７番４号
破産者　アース・エコ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６０号
兵庫県神崎郡神河町柏尾124番地の２
破産者　株式会社明宝工業
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１５号
岡山県倉敷市鳥羽1197番地の19
破産者　有限会社マミーウォーム
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
熊本市東区昭和町22番６号
破産者　株式会社三河屋
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地28番地１、支店所在地青森県三戸郡南部町大字鳥谷字妻神12番地３
破産者　大地建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４１２号
東京都武蔵村山市残堀５丁目88番地の16
破産者　有限会社昭栄興産
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１３号
東京都武蔵村山市残堀５丁目88番地の16
破産者　小柳　政壽
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３号
滋賀県甲賀市土山町大野字中野5007番地１
破産者　株式会社テヒト
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
広島県福山市神島町５番60号、旧住所広島県福山市引野町四丁目16番17号　メゾン・ド・パルＢ102
破産者　湯川　賢治
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第５７３号
埼玉県川口市芝３丁目18番１―303号、住民票上の前住所静岡市駿河区有東３丁目９番21号
破産者　長倉　孝則
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2012番地
破産者　有限会社末吉興業
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目12番１号
破産者　株式会社イズミ
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２８６号
北九州市小倉南区志井１丁目18番10号
破産者　白石建工株式会社
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９１号
長崎県長崎市城山町８番13号
破産者　有限会社折建
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
群馬県桐生市相生町１丁目15番地１、住民票上の住所群馬県桐生市美原町５番58号
破産者　石川　健児
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部